



大規模災害時における仙台土木事務所管内の応急対策業務の 応援に関する協定書

宮城県仙台土木事務所長（以下「甲」という。）と社団法人仙台建設業協会会長（以下「乙」という。）は、宮城県知事と社団法人宮城県建設業協会会長が平成22年9月8日に締結した協定に則り、仙台土木事務所管内で大規模災害時における応急対策業務の応援に関し、甲と乙との間で、協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）による応援の必要があると認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした建設資機材等応援要請書（様式一地1）を提出することにより要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難なときは、電話等で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の種類、台数及び人員等
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 甲の現場責任者
- (5) その他必要な事項

2 業務を要請する地域は、仙台土木事務所が所管する管内全ての範囲とする。

（応援要請する作業）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する応援の内容は、次の作業とする。

- (1) 緊急人命救助に伴う障害物の除去のための作業
- (2) 道路施設損壊に伴う道路交通確保のための作業
- (3) 河川施設の損壊に伴う治水安全確保のための作業
- (4) 緊急パトロール作業
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急作業

2 乙は、前項第2号の作業のうち、緊急輸送道路については、要請後速やかに実施可能なように、甲が定める方面別に優先する応援協力者を事前に定めておくものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材及び労力による応援を行うものとする。

- 2 乙は、速やかに応援が可能な業者を選定し、甲に報告（様式一地2）し、その指示に従うものとする。
- 3 甲は、乙から前項により応援が可能な業者の報告があった場合は、応援の可能な業者へ応援内容の指示を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、次に掲げる事項を記載した建設資機材等報告書（様式一地3）を速やかに甲に提出するものとする。ただし、文書をもって報告することが困難なときは、電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 建設資機材等で応援に従事した事業者名
- (2) 業務場所及び応援に従事した期間
- (3) 業務内訳書（様式一地4）
- (4) 被災状況及び着手前において業務数量が確認可能な写真
- (5) 業務中及び業務後の状況写真並びに図面等
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 応援により乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

- 2 費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用のうち、工事原価相当額を基準とする。

（経費の負担の特例）

第6条 経費の負担の特例として、第2条第4号の緊急パトロール作業については、災害発生後おおむね48時間までは乙の社会貢献活動として無償で行うものとする。

（契約の締結及び経費の支払い）

第7条 作業に係る経費の支払いについては、仙台土木事務所と応援に従事した事業者との間において工事請負契約を締結し、その契約に基づいて支払うものとする。

（損害による必要経費の負担）

第8条 第2条の規定による作業により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第9条 この協定に基づいて作業に従事した者が、本作業において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報の提供）

第10条 乙及び乙の会員は、応援活動中に入手した災害等による被害情報を、積極

的に甲に提供するものとする。

(連絡体制及び情報の交換)

第 11 条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援協力の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制（別紙-1）を定めた場合又は変更が生じた場合は、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては宮城県仙台土木事務所連絡体制の情報収集連絡班の長、乙においては社団法人仙台建設業協会事務局長とする。

(協定の適用)

第 13 条 この協定は、締結の日から適用する。

2 災害時における応急対策業務に関する協定書（平成 20 年 4 月 1 日締結）は廃止する。

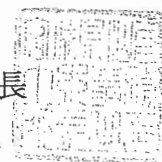
(疑義等の決定)

第 14 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

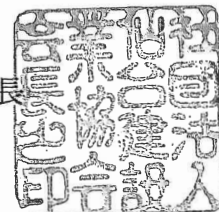
この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 22 年 12 月 2 日

甲 宮城県仙台市宮城野区幸町 4 丁目 1-2
宮城県仙台土木事務所長



乙 宮城県仙台市青葉区支倉町 2-48
社団法人 仙台建設業協会会長



建設資機材等応援要請書

1 災害の状況及び業務内容（緊急人命救助、緊急輸送路等の確保、その他）

2 応援を必要とする建設資機材等の種類、台数及び人員等

建設資機材等の種類	台数	人員等

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 日時

(2) 場所

(3) 期間

4 甲の現場責任者

5 その他必要な事項

平成 年 月 日 (時 分)

社団法人 仙台建設業協会 会長 殿

仙台土木事務所長

(県担当者 所属 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____)

※注意事項 「3 (2) 場所」について緊急パトロールの場合は地区・路線等の表記可

応援可能事業者報告書

平成 年 月 日(時 分)に応援要請がありました件
については、下記の事業者が応援可能ですので、報告します。

記

1 応援可能事業者名

(1) 事業者名

(2) 連絡先

電話番号

FAX

(3) 担当者

2 その他必要な事項

平成 年 月 日

仙台土木事務所長 殿

社団法人 仙台建設業協会

会長 ○○ ○○

(協会担当者 氏名 _____ 電話番号 _____)

建設資機材等応援報告書

- 1 建設資機材等で応援に従事した事業者名
- 2 業務場所及び応援に従事した期間
(場所)

(期間)
- 3 業務内訳書(様式一地4)
- 4 被災状況及び着手前において業務数量が確認可能な写真
- 5 業務中、業務後の状況写真及び図面等
- 6 その他必要な事項

平成 年 月 日

仙台土木事務所長 殿

社団法人 仙台建設業協会
会長 ○○ ○○

(協会担当者 氏 名 _____ 電話番号 _____)

※注意事項 業務内容が緊急パトロールの場合、「2場所」について緊急パトロールの場合は地区・路線等の表記可。「3業務内訳書」、「5業務中、業務後の状況写真及び図面等」は省略可。「4被災状況及び着手前において業務数量が確認可能な写真」のうち着手前において業務数量が確認可能な写真は省略可

応急対策業務連絡体制

仙台土木事務所 連絡体制

所属	役職	氏名	連絡先		備考
			勤務時間内	勤務時間外	

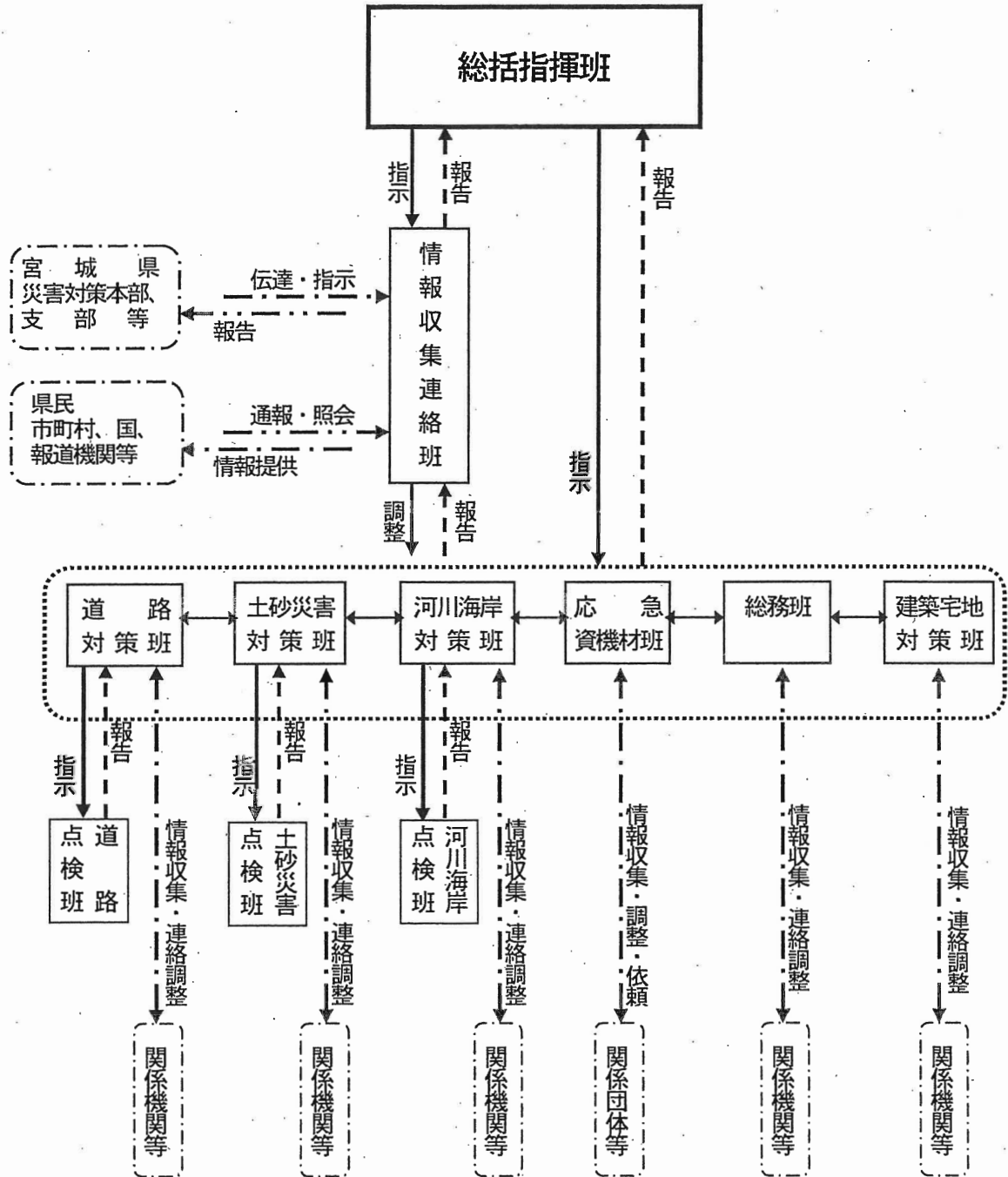
※ 甲の災害対策本部指揮連絡体系図は別紙-2のとおり

(社) 仙台建設業協会 連絡体制

所属	役職	氏名	連絡先		備考
			勤務時間内	勤務時間外	

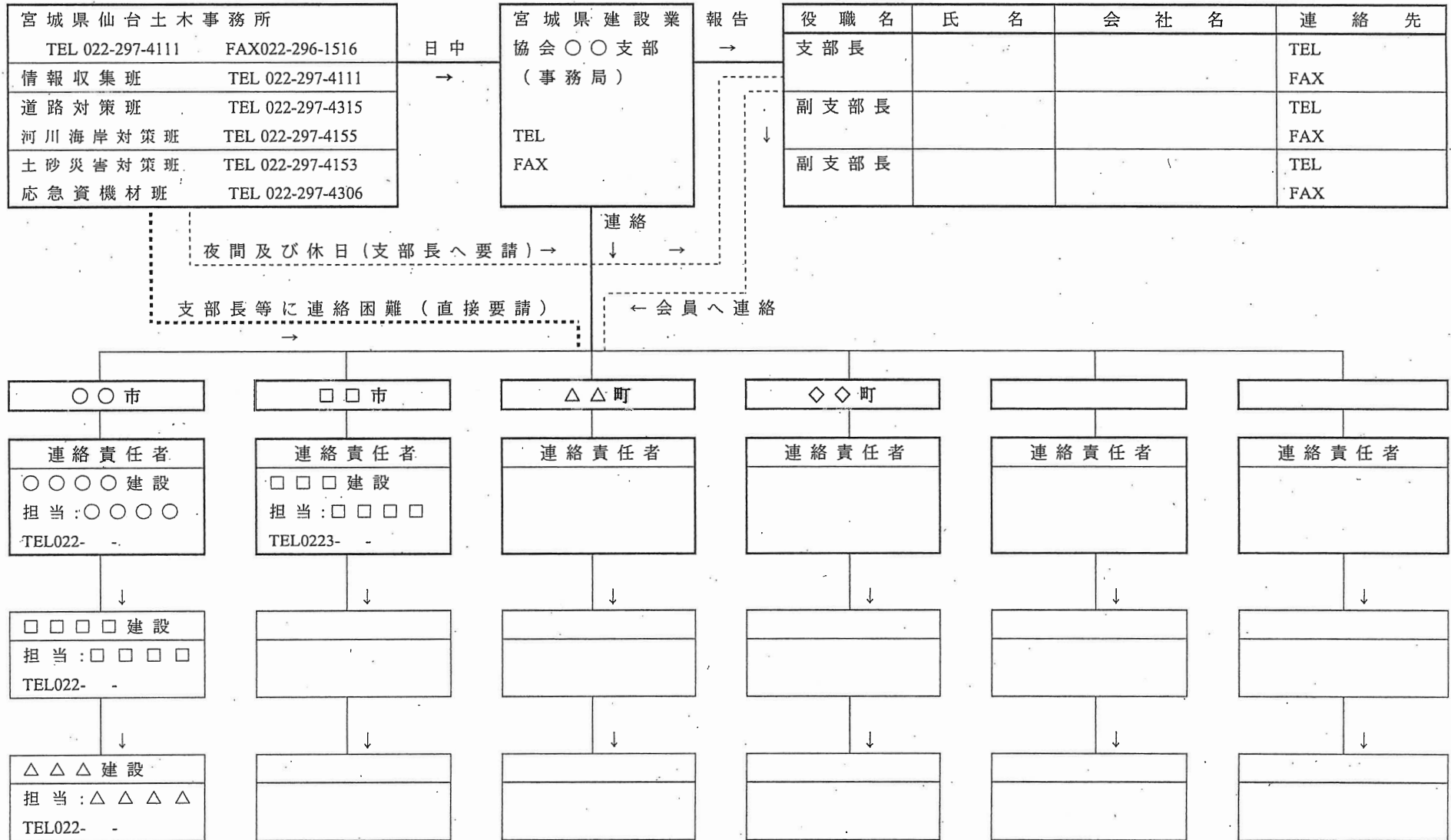
※ 乙の緊急連絡体制は別紙-3のとおり (支部の自由作成による)

仙台土木事務所 災害対策本部 指揮連絡体系図

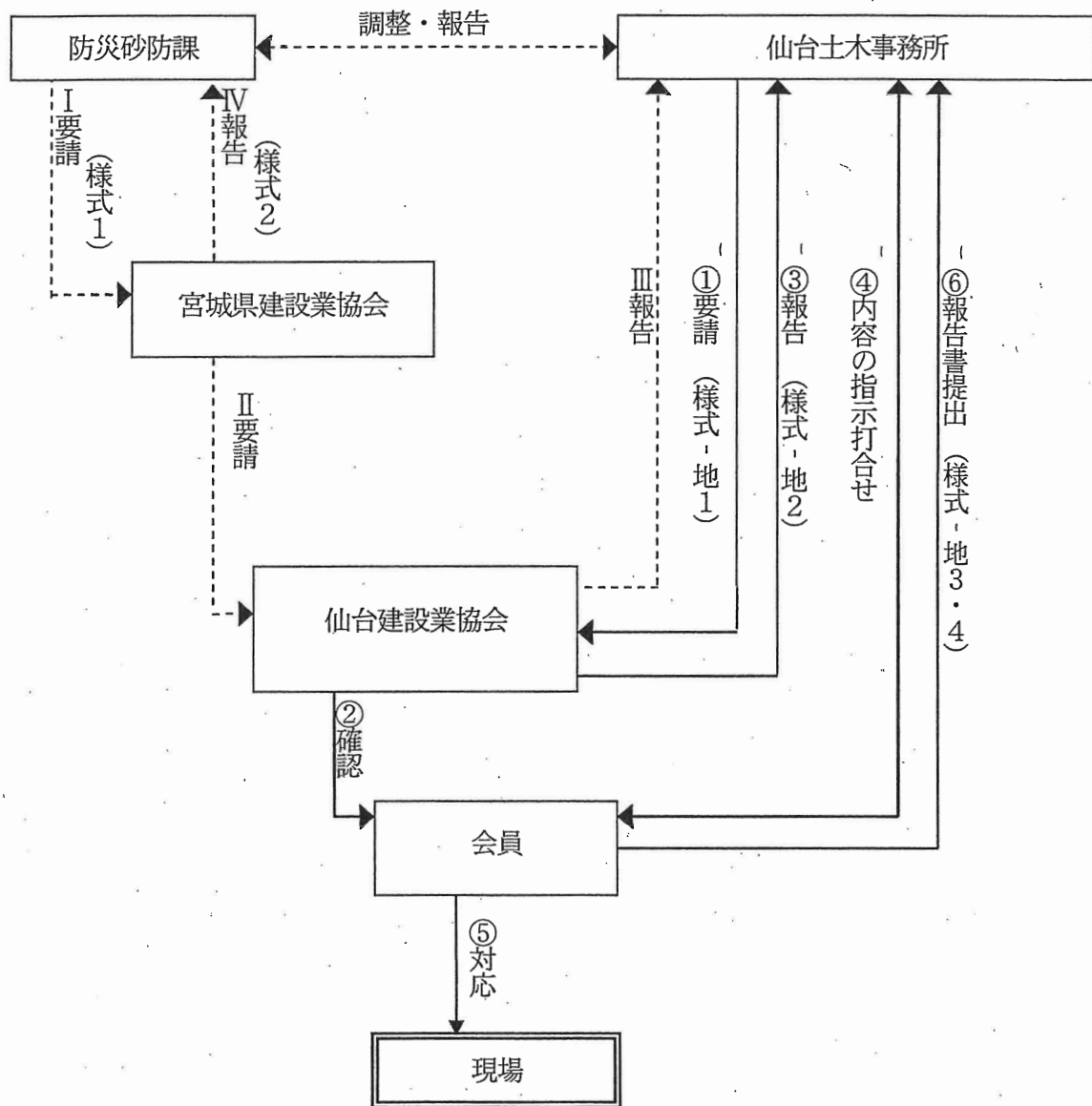


- 情報連絡班は主に県民、市町村、国、報道機関等からの通報・照会に対する情報収集整理・情報提供、宮城県災害対策本部・支部との連絡調整を行うものとする。
- 各対策班の業務にかかる判断・決定のために必要な関係機関との連絡調整等は、各対策班が直接行うものとする。
 - ・例：「道路通行止め」決定のための関係道路管理者・交通管理者との協議。
- 各対策班・応急資機材班・総務班は各班に関連する情報等について、互いに連絡調整を行うものとする。

大規模災害時における緊急連絡体制



応急対策業務実施フロー



凡例

—— 通常のフロー

- - - - 知事と建設業協会会長との協定によるフロー（地方機関が直接要請できない場合、防災砂防課で要請するフロー（「III報告」以降は通常フローと同じ対応となる。）